

改正後	改正前
行うものとする。 (1)～(3) 《現行どおり》 (操作方法の特例) 第 10 条 <u>建設部専門理事(河川・公園緑地担当)</u> は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。 第 11 条～第 13 条 《現行どおり》 (観測) 第 14 条 <u>建設部専門理事(河川・公園緑地担当)</u> は、樋門の操作に必要な水位を本川の河川水位情報より水位を観測するものとする。 第 15 条 《現行どおり》 (記録の保存) 第 16 条 <u>建設部専門理事(河川・公園緑地担当)</u> は、樋門の操作および観測に関する記録を作成し、保存するものとする。 (細則) 第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、<u>建設部専門理事(河川・公園緑地担当)</u> が定める。 別表(第 2 条関係) 《現行どおり》	(1)～(3) 《省略》 (操作方法の特例) 第 10 条 <u>建設部長</u> は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。 第 11 条～第 13 条 《省略》 (観測) 第 14 条 <u>建設部長</u> は、樋門の操作に必要な水位を本川の河川水位情報より水位を観測するものとする。 第 15 条 《省略》 (記録の保存) 第 16 条 <u>建設部長</u> は、樋門の操作および観測に関する記録を作成し、保存するものとする。 (細則) 第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、<u>建設部長</u> が定める。 別表(第 2 条関係) 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、次の表の左欄に掲げる部もしくは課の課長、参事、課長補佐、副参事もしくは係の係長の職に命ぜられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事、課長補佐、副参事もしくは係の係長の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄			右欄		
部	課	係	部	課	係
子ども未来部	子ども・若者政策課	子ども・若者政策係	こども若者部	こども若者政策課	こども若者政策係
	子ども家庭・若者課	子ども家庭係		こども家庭若者課	こども家庭係
		子ども・若者係			こども若者係
	家庭児童相談室	家庭児童相談係		家庭児童相談室	家庭児童相談係
	子育て相談センター	相談・支援係		子育て相談センター	相談・支援係
		母子保健係			母子保健係
幼児課		入所・入園係	幼児課		入所・入園係
		指導研修係			指導研修係

	幼児施設課	総務・支援係		幼児施設課	総務・支援係
--	-------	--------	--	-------	--------

3 この規則の施行の際現に改正前の草津市附属機関運営規則の規定により草津市子ども・子育て会議の委員に委嘱されている者は、施行日において改正後の草津市附属機関運営規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により草津市子ども若者会議の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

4 前項の規定により草津市子ども若者会議の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、令和7年6月30日までとする。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第29号

草津市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成18年草津市規則第8号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》
《改正前を削る》	(特定任期付職員業績手当)
《改正前を削る》	<u>第4条</u> 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項または第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。
	<u>第5条</u> 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)

改正後	改正前
<u>第4条～第7条</u> 《現行どおり》	第40条の3に規定する期末手当の支給日に支給 することができるものとする。 <u>第6条～第9条</u> 《省略》

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則)

第2条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第1条～第27条 《現行どおり》	第1条～第27条 《省略》												
<u>第28条 削除</u>	<u>(一般行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)</u>												
第29条～第39条 《現行どおり》	<u>第28条 条例第6条第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u>												
別表第1 (第3条関係)	<u>(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの(ただし、課長は除く)</u>												
級別職務表	第29条～第39条 《省略》												
1 一般行政職給料表級別職務表	別表第1 (第3条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級</td><td>技監、<u>特命監</u>、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務</td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	7級	技監、 <u>特命監</u> 、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務	《現行どおり》	《現行どおり》	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級</td><td><u>政策監</u>、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務</td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	7級	<u>政策監</u> 、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務	《省略》	《省略》
職務の級	職務の名称												
7級	技監、 <u>特命監</u> 、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務												
《現行どおり》	《現行どおり》												
職務の級	職務の名称												
7級	<u>政策監</u> 、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、こども家庭センター所長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務												
《省略》	《省略》												
2 医療職給料表 《現行どおり》	級別職務表												
3 幼児教育職給料表	1 一般行政職給料表級別職務表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6級</td><td><u>参事</u>、保育所長、幼稚園長、こども園長の職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td><u>副参事</u>、保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務</td></tr> <tr> <td>4級</td><td><u>専門員</u>、総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	6級	<u>参事</u> 、保育所長、幼稚園長、こども園長の職務	5級	<u>副参事</u> 、保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務	4級	<u>専門員</u> 、総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務	2 医療職給料表 《省略》				
職務の級	職務の名称												
6級	<u>参事</u> 、保育所長、幼稚園長、こども園長の職務												
5級	<u>副参事</u> 、保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務												
4級	<u>専門員</u> 、総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務												
	3 幼児教育職給料表												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6級</td><td>保育所長、幼稚園長、こども園長の職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の名称	6級	保育所長、幼稚園長、こども園長の職務	5級	保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務	4級	総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務				
職務の級	職務の名称												
6級	保育所長、幼稚園長、こども園長の職務												
5級	保育所副所長、幼稚園副園長、こども園副園長の職務												
4級	総括保育士、総括教諭、総括保育教諭、教頭、保育専門員の職務												

改正後						改正前					
《現行どおり》			《現行どおり》			《省略》			《省略》		
別表第2～別表第3 《現行どおり》						別表第2～別表第3 《省略》					
別表第4（第6条第2項関係） （別添1－1のとおり）						別表第4（第6条第2項関係） （別添1－2のとおり）					
別表第5（第7条関係） （別添2－1のとおり）						別表第5（第7条関係） （別添2－2のとおり）					
別表第6 《現行どおり》						別表第6 《省略》					
別表第7（第16条関係） （別添3－1のとおり）						別表第7（第16条関係） （別添3－2のとおり）					
別表第7の2 降格時号給対応表（第17条の2関係） （別添4－1のとおり）						別表第7の2 降格時号給対応表（第17条の2関係） （別添4－2のとおり）					
別表第7の3（第29条関係） 昇給号給数表						別表第7の3（第29条関係） 昇給号給数表					
昇給 区分	A	B	C	D	E	昇給 区分	A	B	C	D	E
昇給 の号 給数	6号給	《現 行ど おり 》	4号給	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	昇給 の号 給数	5号給	《省 略》	4号給（ <u>一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものまたは第28条各号に掲げる職員にあつては、3号給</u> ）	《省 略》	《省 略》
	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現行どおり》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》		《省 略》	《省 略》	《省略》	《省 略》	《省 略》
備考 《現行どおり》						備考 《省略》					
別表第8 《現行どおり》						別表第8 《省略》					

（草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）

第3条 草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和40年草津市規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第6条 《現行どおり》 （初任給および昇給の基準）		第1条～第6条 《省略》 （初任給および昇給の基準）	
第7条 《現行どおり》		第7条 《省略》	
2～5 《現行どおり》		2～5 《省略》	
6 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 2条の4第3項に規定する定年前再任用短時間		6 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 2条の4第3項に規定する定年前再任用短時間	

改正後	改正前
勤務職員の給料月額は、第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号および第 4 号の職員にあつては 2 2 7, 5 0 0 円とし、その他の職員にあつては、<u>2 0 9, 0 0 0 円</u>とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年草津市条例第 1 号)第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 7 《現行どおり》 第 8 条～1 2 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 4 《現行どおり》	勤務職員の給料月額は、第 2 条第 1 項第 3 号および第 4 号の職員にあつては 2 2 7, 5 0 0 円とし、その他の職員にあつては、<u>1 9 2, 0 0 0 円</u>とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年草津市条例第 1 号)第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 7 《省略》 第 8 条～1 2 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 4 《省略》

(草津市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則)

第 4 条 草津市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 3 年草津市規則第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (やむを得ない事情) 第 2 条 《現行どおり》 (1) 配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員もしくは配偶者の父母または同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 《現行どおり》 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》 (権衡職員の範囲等) <u>第 5 条</u> 条例第 1 5 条の 2 第 3 項の規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。 2 条例第 1 5 条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざる	第 1 条 《省略》 (やむを得ない事情) 第 2 条 《省略》 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員もしくは配偶者の父母または同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 《省略》 第 3 条～第 4 条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
を得ないと市長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 (2) 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて市長の定める事情(以下単に「市長の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員 (3) 公署を異にする異動に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員 (4) 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、市長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (5) 公署を異にする異動に伴い、住居を移転した	

改正後	改正前
後、市長の定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員 (6) 第1号から前号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「当該異動」とあるのを「当該適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (7) その他条例第15条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員 第6条 〔現行どおり〕 (届出) 第7条 新たに条例第15条の2第1項または第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(別記様式第1号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。 2 〔現行どおり〕 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 (確認および決定) 第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき	第5条 〔省略〕 (届出) 第6条 新たに条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(別記様式第1号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。 2 〔省略〕 〔改正後に新設〕 (確認および決定) 第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき

改正後	改正前
単身赴任手当の月額を決定し、または改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2～3 《現行どおり》 (支給の始期および終期) 第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項<u>または第3項</u>の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が条例第15条の2第1項<u>または第3項</u>に規定する要件を欠くに至った日（<u>市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日</u>）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 別記様式第1号（第7条第1項関係） 《現行どおり》 別記様式第2号（第8条第2項関係） 《現行どおり》	単身赴任手当の月額を決定し、または改定しなければならない。 2～3 《省略》 (支給の始期および終期) 第8条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が条例第15条の2第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 《省略》 第9条～第10条 《省略》 別記様式第1号（第6条第1項関係） 《省略》 別記様式第2号（第7条第2項関係） 《省略》

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (扶養親族の届出等) 第10条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 (事後の確認) 第10条の2 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第13条第2項	第1条～第9条 《省略》 (扶養親族の届出等) 第10条 《省略》 2～3 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
の扶養親族たる要件を具備しているかどうかおよび扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。 第11条 《現行どおり》 (住居手当の適用除外職員) 第11条の2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第13条第2項に規定する扶養親族をいう。</u>以下この号において同じ。）が所有する住宅および職員の配偶者、父母または配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、または借り受け居住している住宅ならびに市長がこれに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員（居住の届出） 第11条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 (居住の確認および額の決定) 第11条の4 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、または改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 《現行どおり》 第11条の5 《現行どおり》 (住居手当の支給の始期および終期) 第11条の6 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（<u>市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で市長が定める日</u>）の属する月	第11条 《省略》 (住居手当の適用除外職員) 第11条の2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 職員の扶養親族たる者（<u>条例第13条に規定する扶養親族で条例第14条第1項の規定による届出がされている者に限る。</u>以下この号において同じ。）が所有する住宅および職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。</u>）、父母または配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、または借り受け居住している住宅ならびに市長がこれに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員（居住の届出） 第11条の3 《省略》 2 《省略》 《改正後に新設》 (居住の確認および額の決定) 第11条の4 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、または改定しなければならない。 2 《省略》 第11条の5 《省略》 (住居手当の支給の始期および終期) 第11条の6 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、住居

改正後	改正前
(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第11条の3第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 2 《現行どおり》 (居住の事後の確認) 第11条の7 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備しているかどうかおよび住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。 第12条 《現行どおり》 (通勤の届出) 第13条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、同項の職員が住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等(第17条の2第2項に規定する自動車駐車場の利用に要する料金および同条第3項に規定する自転車等駐車場の利用に要する料金を含む。)の額に変更があつた場合、および第17条の10第1項第2号の職員たる要件を欠くに至った場合には、通勤届(様式第5号)によりその通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。 (通勤の確認および額の決定) 第14条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示または第17条の10第1項第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、または改定するものとする。 2 《現行どおり》 第14条の2 《現行どおり》 (交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準) 第15条 交通機関等(条例第15条第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に	手当の支給の開始については、第11条の3第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 2 《省略》 《改正後に新設》 第12条 《省略》 (通勤の届出) 第13条 職員は、新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、同項の職員が住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等(第17条の2第2項に規定する自動車駐車場の利用に要する料金および同条第3項に規定する自転車等駐車場の利用に要する料金を含む。)の額に変更があつた場合には、通勤届(様式第5号)によりその通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。 (通勤の確認および額の決定) 第14条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、または改定するものとする。 2 《省略》 第14条の2 《省略》 (交通機関等に係る通勤手当の額の算出基準) 第15条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法

改正後	改正前
に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法により算出するものとする 第 1 6 条 《現行どおり》 第 1 7 条 条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（<u>次項および第 1 7 条の 4 第 2 号において「運賃等相当額」という。</u>）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額の 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 1 7 条の 2～第 1 7 条の 3 《現行どおり》 （併用者の区分および支給額） 第 1 7 条の 4 《現行どおり》 (1) 条例第 1 5 条第 1 項第 3 号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車または自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員および自動車または自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第 2 項第 1 号および第 2 号に定める額 (2) 条例第 1 5 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額。以下「1 か月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が同条第 2 項第 2 号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に定める額 (3) 《現行どおり》 （通勤の実情に変更を生ずる職員）	により算出するものとする。 第 1 6 条 《省略》 第 1 7 条 条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額の 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 《省略》 2 《省略》 第 1 7 条の 2～第 1 7 条の 3 《省略》 （併用者の区分および支給額） 第 1 7 条の 4 《省略》 (1) 条例第 1 5 条第 1 項第 3 号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車または自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員および自動車または自転車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第 2 項第 1 号および第 2 号に定める額（<u>条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する 1 か月当たりの運賃等相当額（以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）と同項第 2 号に定める額との合計額が 5 5, 0 0 0 円を超え</u>ときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間につき、<u>5 5, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>） (2) 条例第 1 5 条第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、<u>1 か月当たりの運賃等相当額（2 以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1 か月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が同条第 2 項第 2 号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に定める額 (3) 《省略》

改正後	改正前
<u>第17条の5</u> 条例第15条第3項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）または交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。 （公署を異にする異動または在勤する公署の移転の直前の住居に相当する住居）	《改正後に新設》
<u>第17条の6</u> 条例第15条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。 (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居 (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの ア 条例第15条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 (3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの （給料表の適用の直前の住居に相当する住居）	《改正後に新設》
<u>第17条の7</u> 条例第15条第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。 (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居 (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの	《改正後に新設》

改正後	改正前
ア 条例第15条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 (3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） <u>第17条の8</u> 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。 2 第16条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。 3 第17条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第18条の2第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。 この場合において、第17条第1項中「交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号および第2号中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （権衡職員等の範囲） <u>第17条の9</u> 条例第15条第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分	《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）または交通事情等に照らして通勤が困難であると任命権者が認めるものとする。 <u>第17条の10</u> 条例第15条第4項の規定は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）の通勤手当の額の算出について適用する。 (1) 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの (2) 職員または配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居またはその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居またはその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。） (3) その他条例第15条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員 2 前項第1号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居（以下この項において「当該転居」という。）の日以後に転居する場合における当該転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。 (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居 (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの	《改正後に新設》

改正後	改正前
ア 当該転居の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居 イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居 (3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの 第18条 《現行どおり》 (支給日等) 第18条の2 通勤手当は、支給単位期間（<u>第4項に規定する</u>通勤手当に係るものを除く。）または<u>同項に定める期間（以下この条、第19条の2第2項第2号および第20条において「支給単位期間等」という。）</u>に係る最初の月の第2条第1項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第13条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職（職員が離職の日またはその翌日（当該翌日が草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条第1項に規定する市の機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、または死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u> 3 《現行どおり》 4 条例<u>第15条第6項の規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第17条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>条例第15条第2項第2号に定める額（第17条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>およ	第18条 《省略》 (支給日等) 第18条の2 通勤手当は、支給単位期間（<u>第4項各号に掲げる</u>通勤手当に係るものを除く。）または<u>当該各号に定める期間（以下この条および第20条において「支給単位期間等」という。）</u>に係る最初の月の第2条第1項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第13条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職し、または死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u> 3 《省略》 4 条例<u>第15条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u>

改正後	改正前
<u>び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第19条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 第19条 《現行どおり》 （返納の事由および額等） 第19条の2 《現行どおり》 2 <u>条例第15条第7項</u>の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1か月当たりの<u>通勤手当算出基礎額が150,000円以下であつた場合</u> 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等<u>または新幹線鉄道等</u>（同号の改定後に1か月当たりの<u>通勤手当算出基礎額が150,000円</u>を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等<u>および新幹線鉄道等</u>）、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等<u>および新幹線鉄道等</u>につき、支給単位期間に係る定期券の運賃等<u>および特別料金等</u>の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号におい	(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間 (2) 職員が条例第15条第2項第1号および第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額と条例第15条第2項第2号に定める額との合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間 第19条 《省略》 （返納の事由および額等） 第19条の2 《省略》 2 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第4項</u>の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1か月当たりの<u>運賃等相当額等（第17条の4第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額と条例第15条第2項第2号に定める額との合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であつた場合</u> 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの<u>運賃等相当額等</u>が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、支給単位期間に係る定期券の運賃等の払戻しを、市長の定め

改正後	改正前
て「払戻金相当額」という。) (2) 1か月当たりの<u>通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または前項各号に掲げる事由に係る交通機関等および新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額ならびに市長の定める額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 3 条例第15条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、<u>市長の定めるところにより</u>当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第19条の3 条例第15条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等<u>または新幹線鉄道等</u>の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等<u>または新幹線鉄道等</u> 次に定める期間 ア～カ 《現行どおり》	る月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。) (2) 1か月当たりの<u>運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0) イ 第18条の2第4項第1号または第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号もしくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額またはその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額および市長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0) 3 条例第15条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第19条の3 条例第15条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に定める期間 ア～カ 《省略》

改正後	改正前
(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等<u>もしくは新幹線鉄道等</u>または第17条第1項第3号の市長の定める交通機関等 1か月 2 前項第1号に掲げる交通機関等<u>または新幹線鉄道等</u>について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 第19条の4～第27条の2 《現行どおり》 (管理職員特別勤務手当の額等) 第27条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 <u>次に掲げる場合には、条例第20条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u> (1) 条例第20条の2第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした場合 (2) 条例第20条の2第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項の勤務をした場合 第27条の4～第27条の5 《現行どおり》 第28条～第39条 《現行どおり》 (勤勉手当の成績率) 第40条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ</u>、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) <u>次号に掲げる職員以外の職員</u> 当該職員が次	(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等または第17条第1項第3号の市長の定める交通機関等 1か月 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 第19条の4～第27条の2 《省略》 (管理職員特別勤務手当の額等) 第27条の3 《省略》 2 《省略》 3 <u>条例第20条の2第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第27条の4～第27条の5 《省略》 第28条～第39条 《省略》 (勤勉手当の成績率) 第40条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、<u>当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ</u>、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 (1) <u>勤務成績が優秀または特に優秀な職員</u> 10

改正後	改正前														
に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 100分の105以上100分の315以下 イ 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の105 ウ 勤務成績がやや良好でない職員およびやや劣る職員 100分の96以上100分の105未満 エ 勤務成績が劣る職員 100分の96未満 (2) 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第7条の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下 イ 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の87.5 ウ 勤務成績がやや良好でない職員およびやや劣る職員 100分の78.5以上100分の87.5未満 エ 勤務成績が劣る職員 100分の78.5未満 《改正前を削る》 《改正前を削る》 2～3 《現行どおり》 4 第1項第1号アおよび同項第2号アに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。 第40条の2～第44条 《現行どおり》 別表第1（第3条第1項、第27条の3第1項関係）	0分の102.5以上100分の205以下 (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の102.5 (3) 勤務成績がやや劣る職員 100分の93.5以上100分の102.5未満 (4) 勤務成績が劣る職員 100分の93.5未満 満 2～3 《省略》 4 第1項第1号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。 第40条の2～第44条 《省略》 別表第1（第3条第1項、第27条の3第1項関係）														
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">管理職手当を支給する職</th><th rowspan="2">管理職手当額</th><th colspan="2">管理職員特別勤務手当額</th></tr><tr><th>条例第20条の2第</th><th>条例第20条の2第</th></tr></table>	区分	管理職手当を支給する職	管理職手当額	管理職員特別勤務手当額		条例第20条の2第	条例第20条の2第	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">管理職手当を支給する職</th><th rowspan="2">管理職手当額</th><th colspan="2">管理職員特別勤務手当額</th></tr><tr><th>条例第20条の2第</th><th>条例第20条の2第</th></tr></table>	区分	管理職手当を支給する職	管理職手当額	管理職員特別勤務手当額		条例第20条の2第	条例第20条の2第
区分				管理職手当を支給する職	管理職手当額	管理職員特別勤務手当額									
	条例第20条の2第	条例第20条の2第													
区分	管理職手当を支給する職	管理職手当額	管理職員特別勤務手当額												
			条例第20条の2第	条例第20条の2第											

改正後					改正前				
			3項第 1号	3項第 2号				3項第 1号	3項第 2号
市長 の部 局	政策監、 技監、 特 命監 、部 長、理事、 専門理事、 危機管理 監、法令 遵守監、 福祉事務 所長	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	市長 の部 局	政策監、 技監、部 長、理事、 専門理事、 危機管理 監、法令 遵守監、 福祉事務 所長	《省略 》	《省略 》	《省略 》
	《現行ど おり》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》		《省略》	《省略 》	《省略 》	《省略 》
《現 行ど おり 》	《現行ど おり》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《省 略》	《省略》	《省略 》	《省略 》	《省略 》
別表第2～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第6号 《現行どおり》					別表第2～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第6号 《省略》				

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格または降格した職員の号給の特例)
- 第2条の規定による改正後の草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格または降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第2条の規定による改正後の草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条または第17条の2の規定を適用する。
(権衡職員等に関する経過措置)
- 第4条の規定による改正後の草津市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 第5条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する規則(次項および第6項において「改正後の給与規則」という。)第17条の7の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 改正後の給与規則第17条の9の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 改正後の給与規則第17条の10第1項第2号の規定は、施行日前に同号に掲げる職員となった者(同号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。
- 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別添 1－1
別表第4（第6条第2項関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に就ける者として職務に従事した期間またはこれに準ずる期間に限る。）	100／100以下
	その他の期間	100／100以下
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	25／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合および教育職員に適用する場合は、50／100以下）

別添 1－2
別表第4（第6条第2項関係）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員または旧公共企業体、政府関係機関もしくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100／100以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特定の知識、技術または経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80／100以下）
	その他の期間	25／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合および教育職員に適用する場合は、50／100以下）

備考
1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80／100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100／100以下）とする。
2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で市長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を市長が別に定める。

別添 2－1
別表第5（第7条関係）

修学年数調整表				
学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
大学4卒	16年		+2年	+4年
短大3卒	15年	－1年	+1年	+3年
短大2卒	14年	－2年		+2年
高校専攻科卒	13年	－3年	－1年	+1年
高校3卒	12年	－4年	－2年	
高校2卒	11年	－5年	－3年	－1年
中学卒	9年	－7年	－5年	－3年

備考 《現行どおり》

別添 2－2
別表第5（第7条関係）

修学年数調整表		基準学歴区分			
学歴区分	修学年数	大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	－1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	－2年		+2年	+5年
高校専攻科卒	13年	－3年	－1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	－4年	－2年		+3年
高校2卒	11年	－5年	－3年	－1年	+2年
中学卒	9年	－7年	－5年	－3年	

備考 《省略》

別添3-1
別表第7（第16条関係）
昇格時号給対応表
イ 一般行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格時の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46			
87	35	47	46			
88	35	48	46			
89	35	48	47			
90	36	49	47			
91	36	48	47			
92	36	48	47			
93	37	49	47			
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			

別添3-2
別表第7（第16条関係）
昇格時号給対応表
イ 一般行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格時の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			

102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				
112		52				
113		52				
114		52				
115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

備考 < 現行どおり >

102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

備考 < 省略 >

ロ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	2	1
59	44	3	1
60	44	4	1
61	45	5	1
62	45	6	2

ロ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	2	1
47	38	3	1
48	38	4	1
49	39	5	1
50	39	6	1
51	40	7	1
52	40	8	1
53	41	9	1
54	41	10	1
55	42	11	1
56	42	12	1
57	43	13	1
58	43	14	2
59	44	15	3
60	44	16	4
61	45	17	5
62	45	18	6

63	46	7	3
64	46	8	4
65	47	9	4
66	47	10	4
67	48	11	4
68	48	12	4
69	49	13	5
70	49	14	5
71	50	15	5
72	50	16	5
73	51	17	5
74	51	18	6
75	52	19	6
76	52	20	6
77	53	21	6
78	53	22	6
79	53	23	7
80	54	24	7
81	54	25	7
82	54	26	
83	55	27	
84	55	28	
85	55	29	
86	56	30	
87	56	31	
88	56	32	
89	57	33	
90	57	34	
91	58	35	
92	58	36	
93	59	37	
94	59	38	
95	60	39	
96	60	40	
97	61	41	
98	61	42	
99	61	43	
100	61	44	
101	62	45	
102	62	46	
103	62	47	
104	62	48	
105	63	49	
106	63	50	
107	63	51	
108	63	52	
109	64	53	
110	64	54	
111	64	55	
112	64	56	
113	65	57	
114	65	57	
115	65	58	
116	65	58	
117	66	59	
118	66	59	
119	66	60	
120	66	60	
121	67	61	
122	67	62	
123	67	62	
124	67	63	
125	68	63	
126		64	
127		64	
128		65	
129		65	
130		66	
131		66	
132		66	
133		66	
134		66	
135		67	
136		67	
137		67	
138		67	
139		68	
140		68	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		68	
146		68	
147		68	
148		68	
149		68	
150		68	
151		68	
152		68	
153		68	
154		69	
155		69	
156		69	
157		69	

備考 《現行どおり》

63	46	19	7
64	46	20	8
65	47	21	9
66	47	22	10
67	48	23	11
68	48	24	12
69	49	25	13
70	49	26	14
71	50	27	15
72	50	28	16
73	51	29	17
74	51	30	18
75	52	31	19
76	52	32	20
77	53	33	20
78	53	34	20
79	53	35	20
80	54	36	20
81	54	37	21
82	54	38	21
83	55	39	21
84	55	40	21
85	55	41	21
86	56	42	22
87	56	43	22
88	56	44	22
89	57	45	22
90	57	46	22
91	58	47	23
92	58	48	23
93	59	49	23
94	59	50	
95	60	51	
96	60	52	
97	61	53	
98	61	54	
99	61	55	
100	61	56	
101	62	57	
102	62	58	
103	62	59	
104	62	60	
105	63	61	
106	63	62	
107	63	63	
108	63	64	
109	64	65	
110	64	66	
111	64	67	
112	64	68	
113	65	69	
114	65	69	
115	65	70	
116	65	70	
117	66	71	
118	66	71	
119	66	72	
120	66	72	
121	67	73	
122	67	73	
123	67	74	
124	67	74	
125	68	75	
126		75	
127		76	
128		76	
129		77	
130		77	
131		78	
132		78	
133		78	
134		78	
135		79	
136		79	
137		79	
138		79	
139		80	
140		80	
141		80	
142		80	
143		80	
144		80	
145		80	
146		80	
147		80	
148		80	
149		80	
150		80	
151		80	
152		80	
153		80	
154		81	
155		81	
156		81	
157		81	

備考 《省略》

ハ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	1
19	1	1	7	1	1
20	1	1	8	1	1
21	1	1	9	1	1
22	2	2	10	2	2
23	3	3	11	3	3
24	4	4	12	4	4
25	5	5	13	5	5
26	6	6	14	6	6
27	7	7	15	7	7
28	8	8	16	8	8
29	9	9	17	9	9
30	10	10	18	10	10
31	11	11	19	11	11
32	12	12	20	12	12
33	13	13	21	13	13
34	14	14	22	14	14
35	15	15	23	15	15
36	16	16	24	16	16
37	17	17	25	17	17
38	18	18	26	18	18
39	19	19	27	19	19
40	20	20	28	20	20
41	21	21	29	21	21
42	22	22	30	22	21
43	23	23	31	23	21
44	24	24	32	24	22
45	25	25	33	25	22
46	25	26	34	25	22
47	26	27	35	26	23
48	26	28	36	26	23
49	27	29	37	27	23
50	27	30	38	27	24
51	28	31	39	28	24
52	28	32	40	28	24
53	29	33	41	29	25
54	29	34	42	29	25
55	30	35	43	30	26
56	30	36	44	30	26
57	31	37	45	31	27
58	31	38	46	31	27
59	32	39	47	32	28
60	32	40	48	32	28
61	33	41	49	33	28
62	33	42	50	33	28
63	34	43	51	33	28
64	34	44	52	34	29
65	35	45	53	34	29
66	35	46	54	34	29
67	36	47	55	35	29
68	36	48	56	35	29
69	37	49	57	35	30
70	37	49	57	36	30
71	38	50	58	36	30
72	38	50	58	36	30
73	39	51	59	37	30
74	39	51	59	37	31
75	40	52	60	37	31
76	40	52	60	37	31
77	41	53	61	38	31
78	41	53	61	38	
79	41	53	62	38	
80	42	54	62	38	
81	42	54	63	39	
82	42	54	63	39	
83	43	55	64	39	
84	43	55	64	39	
85	43	55	65	39	
86		56	66	40	
87		56	67	40	
88		56	68	40	
89		56	69	40	
90		56	69	40	
91		57	70	41	
92		57	70	41	
93		57	70	41	
94		57	70	41	
95		57	70	41	
96		58	70	42	
97		58	70	42	
98		58	70	42	
99		58	70	42	
100		58	70	42	
101		59	70	43	
102		59	70		

ハ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	25	30	34	30	30
47	26	31	35	31	31
48	26	32	36	32	32
49	27	33	37	33	33
50	27	34	38	33	33
51	28	35	39	34	33
52	28	36	40	34	34
53	29	37	41	35	34
54	29	38	42	35	34
55	30	39	43	36	35
56	30	40	44	36	35
57	31	41	45	37	35
58	31	42	46	37	36
59	32	43	47	38	36
60	32	44	48	38	36
61	33	45	49	39	37
62	33	46	50	39	37
63	34	47	51	40	38
64	34	48	52	40	38
65	35	49	53	41	39
66	35	50	54	41	39
67	36	51	55	41	40
68	36	52	56	42	40
69	37	53	57	42	40
70	37	53	58	42	40
71	38	54	59	43	40
72	38	54	60	43	41
73	39	55	61	43	41
74	39	55	61	44	41
75	40	56	62	44	41
76	40	56	62	44	41
77	41	57	63	45	42
78	41	57	63	45	42
79	41	57	64	45	42
80	42	58	64	45	42
81	42	58	65	46	42
82	42	58	65	46	43
83	43	59	66	46	43
84	43	59	66	46	43
85	43	59	67	47	43
86		60	67	47	
87		60	68	47	
88		60	68	47	
89		60	69	47	
90		60	70	48	
91		61	71	48	
92		61	72	48	
93		61	73	48	
94		61	73	48	
95		61	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	49	
98		62	74	49	
99		62	74	49	
100		62	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	

103		59	70		
104		59	70		
105		59	70		
106			70		
107			70		
108			70		
109			70		

備考 < 現行どおり >

103		63	74	50	
104		63	74	50	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		
112			74		
113			74		

備考 < 省略 >

ニ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32

ニ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	41	34	46	42	33
59	42	35	47	43	34
60	42	36	48	44	34
61	43	37	49	45	35
62	43	38	50	46	35
63	44	39	51	47	36
64	44	40	52	48	36
65	45	41	53	49	37
66	46	42	54	50	37
67	47	43	55	51	38
68	48	44	56	52	38
69	49	45	57	53	39
70	50	46	58	53	39
71	51	47	59	54	40
72	52	48	60	54	40
73	53	49	61	55	41
74	54	50	62	55	41
75	55	51	63	56	41
76	56	52	64	56	41
77	57	53	65	57	41
78	58	54	66	58	41
79	59	55	67	59	42
80	60	56	68	60	42
81	61	57	69	61	42
82	62	58	70	61	42
83	63	59	71	62	42

84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 《現行どおり》

ホ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	2	2
8	1	1	1	3	3

84	64	60	72	62	42
85	65	61	73	63	43
86	65	62	74	63	43
87	66	63	75	64	43
88	66	64	76	64	43
89	67	65	77	65	43
90	67	66	78	65	43
91	68	67	79	66	44
92	68	68	80	66	44
93	69	69	81	67	44
94	70	70	82	67	
95	71	71	83	68	
96	72	72	84	68	
97	73	73	85	68	
98	74	74	86	68	
99	75	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	81	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	82	85	95		
118	82	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	83	86	96		
122	83	86	96		
123	83	86	97		
124	84	86	97		
125	84	87	97		
126	84	87			
127	84	87			
128	84	87			
129	85	88			
130	85	88			
131	85	88			
132	86	88			
133	86	89			
134	86	89			
135	87	89			
136	87	90			
137	87	90			
138	88	90			
139	88	90			
140	88	90			
141	89	91			
142	89	91			
143	89	91			
144	89	91			
145	90	91			
146	90	92			
147	90	92			
148	90	92			
149	91	92			
150	91	92			
151	91	93			
152	91	93			
153	92	93			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 《省略》

ホ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	2	2
7	1	1	1	3	3
8	1	1	1	4	4

9	1	1	1	4	4
10	1	1	1	5	5
11	1	1	1	6	6
12	1	1	1	7	7
13	1	1	1	8	8
14	1	1	2	9	9
15	1	1	3	10	10
16	1	1	4	11	11
17	1	1	5	12	12
18	1	1	6	13	13
19	1	1	7	14	14
20	1	1	8	15	15
21	1	1	9	16	16
22	1	1	10	17	17
23	1	1	11	18	18
24	1	1	12	19	19
25	1	1	13	20	20
26	1	2	14	21	21
27	1	3	15	22	22
28	1	4	16	23	23
29	1	5	17	24	24
30	2	6	18	25	25
31	3	7	19	26	26
32	4	8	20	27	27
33	5	9	21	28	28
34	6	10	22	29	29
35	7	11	23	30	30
36	8	12	24	31	31
37	9	13	25	32	32
38	10	14	26	33	33
39	11	15	27	34	34
40	12	16	28	35	35
41	13	17	29	36	36
42	14	18	30	37	37
43	15	19	31	38	38
44	16	20	32	39	39
45	17	21	33	40	40
46	18	22	34	41	41
47	19	23	35	42	42
48	20	24	36	43	43
49	21	25	37	44	44
50	22	26	38	45	45
51	23	27	39	46	46
52	24	28	40	47	47
53	25	29	41	48	48
54	26	30	42	49	49
55	27	31	43	50	50
56	28	32	44	51	51
57	29	33	45	52	52
58	30	34	46	53	53
59	31	35	47	54	54
60	32	36	48	55	55
61	33	37	49	56	56
62	34	38	50	57	57
63	35	39	51	58	58
64	36	40	52	59	59
65	37	41	53	60	60
66	38	42	54	61	61
67	39	43	55	62	62
68	40	44	56	63	63
69	41	45	57	64	64
70	42	46	58	65	65
71	43	47	59	66	66
72	44	48	60	67	67
73	45	49	61	68	68
74	46	50	62	69	69
75	47	51	63	70	70
76	48	52	64	71	71
77	49	53	65	72	72
78	50	54	66	73	73
79	51	55	67	74	74
80	52	56	68	75	75
81	53	57	69	76	76
82	54	58	70	77	77
83	55	59	71	78	78
84	56	60	72	79	79
85	57	61	73	80	80
86	58	62	74	81	81
87	59	63	75	82	82
88	60	64	76	83	83
89	61	65	77	84	84
90	62	66	78	85	85
91	63	67	79	86	86
92	64	68	80	87	87
93	65	69	81	88	88
94	66	70	82	89	89
95	67	71	83	90	90
96	68	72	84	91	91
97	69	73	85	92	92
98	70	74	86	93	93
99	71	75	87	94	94
100	72	76	88	95	95
101	73	77	89	96	96
102	74	78	90	97	97
103	75	79	91	98	98
104	76	80	92	99	99
105	77	81	93	100	100
106	78	82	94	101	101
107	79	83	95	102	102
108	80	84	96	103	103
109	81	85	97	104	104
110	82	86	98	105	105
111	83	87	99	106	106
112	84	88	100	107	107
113	85	89	101	108	108
114	86	90	102	109	109
115	87	91	103	110	110
116	88	92	104	111	111

9	1	1	1	5	5
10	1	1	2	6	6
11	1	1	3	7	7
12	1	1	4	8	8
13	1	1	5	9	9
14	1	1	6	10	10
15	1	1	7	11	11
16	1	1	8	12	12
17	1	1	9	13	13
18	1	1	10	14	14
19	1	1	11	15	15
20	1	1	12	16	16
21	1	1	13	17	17
22	1	1	14	18	18
23	1	1	15	19	19
24	1	1	16	20	20
25	1	1	17	21	21
26	2	2	18	22	22
27	3	3	19	23	23
28	4	4	20	24	24
29	5	5	21	25	25
30	6	6	22	26	26
31	7	7	23	27	27
32	8	8	24	28	28
33	9	9	25	29	29
34	10	10	26	30	30
35	11	11	27	31	31
36	12	12	28	32	32
37	13	13	29	33	33
38	14	14	30	34	34
39	15	15	31	35	35
40	16	16	32	36	36
41	17	17	33	37	37
42	18	18	34	38	38
43	19	19	35	39	39
44	20	20	36	40	40
45	21	21	37	41	41
46	22	22	38	42	42
47	23	23	39	43	43
48	24	24	40	44	44
49	25	25	41	45	45
50	26	26	42	46	46
51	27	27	43	47	47
52	28	28	44	48	48
53	29	29	45	49	49
54	30	30	46	50	50
55	31	31	47	51	51
56	32	32	48	52	52
57	33	33	49	53	53
58	34	34	50	54	54
59	35	35	51	55	55
60	36	36	52	56	56
61	37	37	53	57	57
62	38	38	54	58	58
63	39	39	55	59	59
64	40	40	56	60	60
65	41	41	57	61	61
66	42	42	58	62	62
67	43	43	59	63	63
68	44	44	60	64	64
69	45	45	61	65	65
70	46	46	62	66	66
71	47	47	63	67	67
72	48	48	64	68	68
73	49	49	65	69	69
74	50	50	66	70	70
75	51	51	67	71	71
76	52	52	68	72	72
77	53	53	69	73	73
78	54	54	70	74	74
79	55	55	71	75	75
80	56	56	72	76	76
81	57	57	73	77	77
82	58	58	74	78	78
83	59	59	75	79	79
84	60	60	76	80	80
85	61	61	77	81	81
86	62	62	78	82	82
87	63	63	79	83	83
88	64	64	80	84	84
89	65	65	81	85	85
90	66	66	82	86	86
91	67	67	83	87	87
92	68	68	84	88	88
93	69	69	85	89	89
94	70	70	86	90	90
95	71	71	87	91	91
96	72	72	88	92	92
97	73	73	89	93	93
98	74	74	90	94	94
99	75	75	91	95	95
100	76	76	92	96	96
101	77	77	93	97	97
102	78	78	94	98	98
103	79	79	95	99	99
104	80	80	96	100	100
105	81	81	97	101	101
106	82	82	98	102	102
107	83	83	99	103	103
108	84	84	100	104	104
109	85	85	101	105	105
110	86	86	102	106	106
111	87	87	103	107	107
112	88	88	104	108	108
113	89	89	105	109	109
114	90	90	106	110	110
115	91	91	107	111	111
116	92	92	108	112	112

117	50	64			
118	50				
119	51				
120	51				
121	51				
122	51				
123	51				
124	52				
125	52				
126	52				
127	52				
128	52				
129	53				
130	53				
131	53				
132	54				
133	54				
134	54				
135	55				
136	55				
137	55				
138	55				
139	55				
140	55				
141	55				
142	55				
143	55				
144	55				
145	56				
146	56				
147	56				
148	56				
149	56				
150	56				
151	56				
152	56				
153	56				

備考 < 現行どおり >

別添 4－1

別表第 7 の 2 降格時号給対応表(第 17 条の 2 関係)

イ 一般行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	21	21	9	13	17
2	33	22	22	10	14	18
3	33	23	23	11	15	19
4	34	24	24	12	16	20
5	35	25	25	13	17	22
6	36	26	26	14	18	24
7	38	27	27	15	19	26
8	39	28	28	16	20	28
9	41	29	29	17	21	30
10	42	30	30	18	22	32
11	43	31	31	19	23	34
12	44	32	32	20	24	36
13	45	33	33	21	25	40
14	46	34	34	22	26	44
15	47	35	35	23	27	65
16	48	36	36	24	28	72
17	49	37	37	25	29	73
18	50	38	38	26	30	73
19	51	39	39	27	31	73
20	52	40	40	28	32	73
21	54	41	41	29	33	73
22	56	42	42	30	34	73
23	58	43	43	31	35	73
24	60	44	44	32	36	73
25	62	45	45	33	37	73
26	64	46	46	34	38	73
27	66	47	47	35	39	73
28	68	48	48	36	40	73
29	71	49	49	37	42	73
30	74	50	50	38	44	73
31	77	51	51	39	46	73
32	80	52	52	40	48	73
33	83	54	53	41	50	73
34	86	56	54	42	52	73
35	89	58	55	43	54	73
36	92	60	56	44	56	73
37	93	61	59	45	58	73
38	93	62	62	46	68	73
39	93	63	65	47	80	73
40	93	64	68	48	84	73
41	93	66	71	49	85	73
42	93	68	74	50	85	73
43	93	70	77	51	85	73
44	93	72	80	52	85	73
45	93	77	84	53	85	73
46	93	82	88	54	85	
47	93	87	95	55	85	
48	93	92	102	56	85	
49	93	97	109	57	85	
50	93	102	109	58	85	
51	93	107	109	59	85	
52	93	116	109	60	85	
53	93	125	109	61	85	
54	93	125	109	62	85	
55	93	125	109	63	85	
56	93	125	109	64	85	

117	54	68			
118	54	68			
119	55	68			
120	55	68			
121	55	68			
122	55				
123	55				
124	56				
125	56				
126	56				
127	56				
128	56				
129	57				
130	57				
131	57				
132	58				
133	58				
134	58				
135	59				
136	59				
137	59				
138	59				
139	59				
140	59				
141	59				
142	59				
143	59				
144	59				
145	60				
146	60				
147	60				
148	60				
149	60				
150	60				
151	60				
152	60				
153	60				

備考 < 省略 >

別添 4－2

別表第 7 の 2 降格時号給対応表(第 17 条の 2 関係)

イ 一般行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	38	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	41	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40
25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	71	45	45	37	37	52
30	74	46	46	38	38	56
31	77	47	47	39	39	77
32	80	48	48	40	40	84
33	83	49	49	41	41	85
34	86	50	50	42	42	85
35	89	51	51	43	43	85
36	92	52	52	44	44	85
37	93	54	53	45	45	85
38	93	56	54	46	46	85
39	93	58	55	47	47	85
40	93	60	56	48	48	85
41	93	61	57	49	50	85
42	93	62	58	50	52	85
43	93	63	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	77	75	57	66	85
50	93	82	78	58	76	85
51	93	87	81	59	88	85
52	93	92	84	60	92	85
53	93	97	88	61	93	85
54	93	102	92	62	93	85
55	93	107	99	63	93	85
56	93	116	106	64	93	85

57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85
60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85
66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	
85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

57	93	125	113	65	93	85
58	93	125	113	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

ロ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格時の号給		
	1級	2級	3級
1	9	57	61
2	10	58	62
3	10	59	63
4	11	60	68
5	12	61	73
6	13	62	78
7	14	63	81
8	15	64	81
9	17	65	81
10	18	66	81
11	19	67	81
12	20	68	81
13	21	69	81
14	22	70	81
15	23	71	81
16	24	72	81
17	25	73	81
18	26	74	81
19	27	75	81
20	28	76	81
21	29	77	81
22	30	78	
23	31	79	
24	32	80	
25	33	81	

ロ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格時の号給		
	1級	2級	3級
1	9	45	57
2	10	46	58
3	10	47	59
4	11	48	60
5	12	49	61
6	13	50	62
7	14	51	63
8	15	52	64
9	16	53	65
10	17	54	66
11	18	55	67
12	19	56	68
13	20	57	69
14	22	58	70
15	23	59	71
16	24	60	72
17	25	61	73
18	26	62	74
19	27	63	75
20	28	64	80
21	29	65	85
22	30	66	90
23	31	67	93
24	32	68	93
25	33	69	93

26	34	82	
27	35	83	
28	36	84	
29	37	85	
30	38	86	
31	39	87	
32	40	88	
33	41	89	
34	42	90	
35	43	91	
36	44	92	
37	46	93	
38	48	94	
39	50	95	
40	52	96	
41	54	97	
42	56	98	
43	58	99	
44	60	100	
45	62	101	
46	64	102	
47	66	103	
48	68	104	
49	70	105	
50	72	106	
51	74	107	
52	76	108	
53	79	109	
54	82	110	
55	85	111	
56	88	112	
57	90	114	
58	92	116	
59	94	118	
60	96	120	
61	100	121	
62	104	124	
63	108	126	
64	112	128	
65	116	130	
66	120	134	
67	124	138	
68	125	153	
69	125	157	
70	125	157	
71	125	157	
72	125	157	
73	125	157	
74	125	157	
75	125	157	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125		
83	125		
84	125		
85	125		
86	125		
87	125		
88	125		
89	125		
90	125		
91	125		
92	125		
93	125		
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		

26	34	70	93
27	35	71	93
28	36	72	93
29	37	73	93
30	38	74	93
31	39	75	93
32	40	76	93
33	41	77	93
34	42	78	93
35	43	79	93
36	44	80	93
37	46	81	93
38	48	82	
39	50	83	
40	52	84	
41	54	85	
42	56	86	
43	58	87	
44	60	88	
45	62	89	
46	64	90	
47	66	91	
48	68	92	
49	70	93	
50	72	94	
51	74	95	
52	76	96	
53	79	97	
54	82	98	
55	85	99	
56	88	100	
57	90	101	
58	92	102	
59	94	103	
60	96	104	
61	100	105	
62	104	106	
63	108	107	
64	112	108	
65	116	109	
66	120	110	
67	124	111	
68	125	112	
69	125	114	
70	125	116	
71	125	118	
72	125	120	
73	125	122	
74	125	124	
75	125	126	
76	125	128	
77	125	130	
78	125	134	
79	125	138	
80	125	153	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		

129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

ハ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	21	13	21	21
2	22	22	14	22	22
3	23	23	15	23	23
4	24	24	16	24	24
5	25	25	17	25	25
6	26	26	18	26	26
7	27	27	19	27	27
8	28	28	20	28	28
9	29	29	21	29	29
10	30	30	22	30	30
11	31	31	23	31	31
12	32	32	24	32	32
13	33	33	25	33	33
14	34	34	26	34	34
15	35	35	27	35	35
16	36	36	28	36	36
17	37	37	29	37	37
18	38	38	30	38	38
19	39	39	31	39	39
20	40	40	32	40	40
21	41	41	33	41	43
22	42	42	34	42	46
23	43	43	35	43	49
24	44	44	36	44	52
25	46	45	37	46	54
26	48	46	38	48	56
27	50	47	39	50	58
28	52	48	40	52	63
29	54	49	41	54	68
30	56	50	42	56	73
31	58	51	43	58	77
32	60	52	44	60	77
33	62	53	45	63	77
34	64	54	46	66	77
35	66	55	47	69	77
36	68	56	48	72	77
37	70	57	49	76	77
38	72	58	50	80	77
39	74	59	51	85	77
40	76	60	52	90	77
41	79	61	53	95	77
42	82	62	54	100	77
43	85	63	55	101	77
44	85	64	56	101	77
45	85	65	57	101	77
46	85	66	58	101	77
47	85	67	59	101	77
48	85	68	60	101	77
49	85	70	61	101	77
50	85	72	62	101	77
51	85	74	63	101	77
52	85	76	64	101	77
53	85	79	65	101	77
54	85	82	66	101	
55	85	85	67	101	
56	85	90	68	101	
57	85	95	70	101	
58	85	100	72	101	
59	85	105	74	101	
60	85	105	76	101	
61	85	105	78	101	
62	85	105	80	101	
63	85	105	82	101	
64	85	105	84	101	
65	85	105	85	101	
66	85	105	86	101	
67	85	105	87	101	

ハ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	46	41	37	41	41
26	48	42	38	42	42
27	50	43	39	43	43
28	52	44	40	44	44
29	54	45	41	45	45
30	56	46	42	46	46
31	58	47	43	47	47
32	60	48	44	48	48
33	62	49	45	50	51
34	64	50	46	52	54
35	66	51	47	54	57
36	68	52	48	56	60
37	70	53	49	58	62
38	72	54	50	60	64
39	74	55	51	62	66
40	76	56	52	64	71
41	79	57	53	67	76
42	82	58	54	70	81
43	85	59	55	73	85
44	85	60	56	76	85
45	85	61	57	80	85
46	85	62	58	84	85
47	85	63	59	89	85
48	85	64	60	94	85
49	85	65	61	99	85
50	85	66	62	104	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	79	69	105	85
58	85	82	70	105	85
59	85	85	71	105	85
60	85	90	72	105	85
61	85	95	74	105	85
62	85	100	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	

68	85	105	88	101	
69	85	105	90	101	
70	85	105	109	101	
71	85	105	109	101	
72	85	105	109	101	
73	85	105	109	101	
74	85	105	109	101	
75	85	105	109	101	
76	85	105	109	101	
77	85	105	109	101	
78	85	105	109		
79	85	105	109		
80	85	105	109		
81	85	105	109		
82	85	105	109		
83	85	105	109		
84	85	105	109		
85	85	105	109		
86	85	105	109		
87	85	105	109		
88	85	105	109		
89	85	105	109		
90	85	105	109		
91	85	105	109		
92	85	105	109		
93	85	105	109		
94	85	105	109		
95	85	105	109		
96	85	105	109		
97	85	105	109		
98	85	105	109		
99	85	105	109		
100	85	105	109		
101	85	105	109		
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110					
111					
112					
113					

68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

ニ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85

ニ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	24	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	58	65	53	57	78
42	60	66	54	58	84
43	62	67	55	59	90
44	64	68	56	60	93
45	65	69	57	61	93
46	66	70	58	62	93
47	67	71	59	63	93
48	68	72	60	64	93
49	69	73	61	65	93
50	70	74	62	66	93
51	71	75	63	67	93
52	72	76	64	68	93

53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

53	73	77	65	70	93
54	74	78	66	72	93
55	75	79	67	74	93
56	76	80	68	76	93
57	77	81	69	77	93
58	78	82	70	78	93
59	79	83	71	79	93
60	80	84	72	80	93
61	81	85	73	82	93
62	82	86	74	84	93
63	83	87	75	86	93
64	84	88	76	88	93
65	86	89	77	90	93
66	88	90	78	92	93
67	90	91	79	94	93
68	92	92	80	98	93
69	93	93	81	102	93
70	94	94	82	106	
71	95	95	83	110	
72	96	96	84	112	
73	97	97	85	113	
74	98	98	86	113	
75	99	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	113	107	93	113	
82	118	110	94	113	
83	123	113	95	113	
84	128	116	96	113	
85	131	120	98	113	
86	134	124	100	113	
87	137	128	102	113	
88	140	132	104	113	
89	144	135	105	113	
90	148	140	106	113	
91	152	145	107	113	
92	156	150	110	113	
93	159	153	113	113	
94	162	153	116		
95	165	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

ホ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	29	25	13	6	7
2	30	26	14	7	8
3	31	27	15	8	9
4	32	28	16	9	10
5	33	29	17	10	11
6	34	30	18	11	12
7	35	31	19	12	13
8	36	32	20	13	14
9	37	33	21	14	15
10	38	34	22	15	16
11	39	35	23	16	17
12	40	36	24	17	18
13	42	37	25	18	19
14	44	38	26	19	20
15	46	39	27	20	21
16	48	40	28	21	22
17	50	41	29	22	23
18	52	42	30	23	24
19	54	43	31	24	25
20	56	44	32	25	26
21	57	45	33	26	27
22	58	46	34	27	28
23	59	47	35	28	29
24	60	48	36	29	30
25	62	49	38	30	31
26	64	50	40	31	32
27	66	51	42	32	33
28	68	52	44	33	34
29	70	53	46	34	35
30	72	54	48	35	36
31	74	55	50	36	37
32	76	56	52	37	38
33	78	57	55	38	39
34	80	58	58	39	40
35	82	59	61	40	41
36	84	60	64	41	42
37	85	61	68	42	43
38	86	62	75	43	44
39	87	63	82	44	45
40	88	64	89	45	46
41	90	65	89	46	47
42	92	66	89	47	48
43	94	67	89	48	49
44	96	68	89	49	50
45	99	69	89	50	51
46	102	70	89	51	52
47	105	71	89	52	53
48	108	72	89	53	54
49	113	73	89	54	56
50	118	74	89	55	58
51	123	75	89	56	60
52	128	76	89	57	62
53	131	79	89	58	64
54	134	82	89	59	66
55	144	85	89	60	68
56	153	88	89	61	70
57	153	90	89	62	73
58	153	92	89	63	75
59	153	94	89	64	75
60	153	96	89	65	75
61	153	97	89	66	75
62	153	98	89	67	75
63	153	99	89	68	75
64	153	117	89	69	75
65	153	117	89	70	75
66	153	117	89	71	75
67	153	117	89	72	75
68	153	117	89	73	75
69	153	117	89	76	75
70	153	117	89	79	75
71	153	117	89	82	75
72	153	117	89	85	75
73	153	117	89	85	75
74	153	117	89	85	
75	153	117	89	85	
76	153	117	89		
77	153	117	89		
78	153	117	89		
79	153	117	89		
80	153	117	89		
81	153	117	89		
82	153	117	89		
83	153	117	89		
84	153	117	89		
85	153	117	89		
86	153	117			
87	153	117			
88	153	117			
89	153	117			
90	153				
91	153				
92	153				
93	153				
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				

ホ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	25	9	5	5
2	26	26	10	6	6
3	27	27	11	7	7
4	28	28	12	8	8
5	29	29	13	9	9
6	30	30	14	10	10
7	31	31	15	11	11
8	32	32	16	12	12
9	33	33	17	13	13
10	34	34	18	14	14
11	35	35	19	15	15
12	36	36	20	16	16
13	37	37	21	17	17
14	38	38	22	18	18
15	39	39	23	19	19
16	40	40	24	20	20
17	42	41	25	21	21
18	44	42	26	22	22
19	46	43	27	23	23
20	48	44	28	24	24
21	50	45	29	25	25
22	52	46	30	26	26
23	54	47	31	27	27
24	56	48	32	28	28
25	57	49	33	29	29
26	58	50	34	30	30
27	59	51	35	31	31
28	60	52	36	32	32
29	62	53	37	33	33
30	64	54	38	34	34
31	66	55	39	35	35
32	68	56	40	36	36
33	70	57	42	37	37
34	72	58	44	38	38
35	74	59	46	39	39
36	76	60	48	40	40
37	78	61	50	41	41
38	80	62	52	42	42
39	82	63	54	43	43
40	84	64	56	44	44
41	85	65	59	45	45
42	86	66	62	46	46
43	87	67	65	47	47
44	88	68	68	48	48
45	90	69	72	49	49
46	92	70	79	50	50
47	94	71	86	51	51
48	96	72	93	52	52
49	99	73	93	53	54
50	102	74	93	54	56
51	105	75	93	55	58
52	108	76	93	56	60
53	113	77	93	57	62
54	118	78	93	58	64
55	123	79	93	59	66
56	128	80	93	60	68
57	131	83	93	61	71
58	134	86	93	62	74
59	144	89	93	63	77
60	153	92	93	64	80
61	153	94	93	65	83
62	153	96	93	66	86
63	153	98	93	67	89
64	153	100	93	68	89
65	153	101	93	69	89
66	153	102	93	70	89
67	153	103	93	71	89
68	153	121	93	72	89
69	153	121	93	75	89
70	153	121	93	78	89
71	153	121	93	81	89
72	153	121	93	84	89
73	153	121	93	87	89
74	153	121	93	90	89
75	153	121	93	93	89
76	153	121	93	93	89
77	153	121	93	93	89
78	153	121	93	93	89
79	153	121	93	93	89
80	153	121	93	93	89
81	153	121	93	93	89
82	153	121	93	93	89
83	153	121	93	93	89
84	153	121	93	93	89
85	153	121	93	93	89
86	153	121	93		
87	153	121	93		
88	153	121	93		
89	153	121	93		
90	153	121	93		
91	153	121	93		
92	153	121	93		
93	153	121	93		
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				

103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				

103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市ひとり親家庭自立支援給付金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第30号

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則（平成25年草津市規則第58号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (1) 政令第27条第1項の母子家庭自立支援教育訓練給付金および政令<u>第31条の9第1項</u>において読み替えて準用する政令第27条第1項の父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「自立支援教育訓練促進給付金」という。） (2) 《現行どおり》 (3) 政令<u>第29条第1項</u>の母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および政令<u>第31条の10第1項</u>において読み替えて準用する政令<u>第29条第1項</u>の父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。） （自立支援教育訓練給付金の支給） 第3条 自立支援教育訓練給付金の支給の対象者は、政令第27条第1項（政令<u>第31条の9第1項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に	第1条～第2条 《省略》 (1) 政令第27条第1項の母子家庭自立支援教育訓練給付金および政令<u>第31条の9第2項</u>において読み替えて準用する政令第27条第1項の父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「自立支援教育訓練促進給付金」という。） (2) 《省略》 (3) 政令<u>第29条第2項</u>の母子家庭高等職業訓練修了支援給付金および政令<u>第31条の9第2項</u>において読み替えて準用する政令<u>第29条第2項</u>の父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「高等職業訓練修了支援給付金」という。） （自立支援教育訓練給付金の支給） 第3条 自立支援教育訓練給付金の支給の対象者は、政令第27条第1項（政令<u>第31条の9第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に

改正後	改正前
規定する受給資格者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 《現行どおり》 (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 (3) <u>支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況等や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。</u> (4) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める教育訓練講座 3 省令第 6 条の 6 第 1 項（省令第 6 条の 17 の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）の指定の申請は、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。 4 前項の自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>当該ひとり親家庭の父母および児童の戸籍の謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し</u> (2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u>	規定する受給資格者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 《省略》 《改正後に新設》 (2) <u>当該対象者の就業経験、技能、資格の取得状況等および労働市場の状況を勘案して、適職に就業するために受講が必要であると認められる者</u> (3) 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める教育訓練 3 省令第 6 条の 6 第 1 項（省令第 6 条の 17 の 7 において読み替えて準用する場合を含む。）の指定の申請は、自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。 4 前項の自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、<u>市の保有する公簿等によって確認することができるときは</u>、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>受給希望者およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し</u> (2) <u>受給希望者の児童扶養手当証書の写し（受給希望者が児童扶養手当受給者の場合であって、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。）または受給希望者の前年の所得の額（1 月から 7 月までの間に申請する場合にあつては、受給希望者の前々年の所得の額とする。以下同じ。）ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳</u>

改正後	改正前
5 省令第6条の7第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講座の指定をした場合における同条第2項の規定による通知は自立支援教育訓練給付金<u>事業受講</u>対象講座指定通知書（別記様式第3号）により、講座の指定をしない場合におけるその旨の通知は自立支援教育訓練給付金<u>事業受講</u>対象講座指定申請却下通知書（別記様式第4号）により行うものとするものとする。 6 自立支援教育訓練給付金の<u>支給を受けようとする者</u>は、省令第6条の8第1項（第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する指定講座の受講を中止した場合には、速やかに自立支援給付金<u>事業受講</u>対象講座指定中止届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。 7 <現行どおり> 8 前項の自立支援教育訓練給付金支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>当該ひとり親家庭の父母および児童の戸籍の謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し</u> (2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u> (3) 自立支援教育訓練給付金<u>事業受講</u>対象講座指定通知書（別記様式第3号） (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、<u>受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書もしくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績および目標を達成していることを証明する受講証明書（同条9項によって支給する場合に限る。）</u>	<u>未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記様式第2号）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長の証明書を含む。以下同じ。）</u> 5 省令第6条の7第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講座の指定をした場合における同条第2項の規定による通知は自立支援教育訓練給付金<u>支給</u>対象講座指定通知書（別記様式第3号）により、講座の指定をしない場合におけるその旨の通知は自立支援教育訓練給付金<u>支給</u>対象講座指定申請却下通知書（別記様式第4号）により行うものとするものとする。 6 自立支援教育訓練給付金の<u>受給希望者</u>は、省令第6条の8第1項（第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する指定講座の受講を中止した場合には、速やかに自立支援給付金<u>支給</u>指定講座受講中止届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。 7 <省略> 8 前項の自立支援教育訓練給付金支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、<u>市の保有する公簿等</u>によって確認することができる<u>ときは</u>、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>受給希望者およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し</u> (2) <u>受給希望者の児童扶養手当証書の写しまたは受給希望者の前年の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書</u> (3) 自立支援教育訓練給付金<u>支給</u>対象講座指定通知書（別記様式第3号） (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、<u>受給希望者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し</u>

改正後	改正前
(5) 教育訓練施設の長が、<u>発行した受講者本人</u>が支払った教育訓練経費についての領収書 (6) <u>教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・決定通知書」</u> <u>9</u> 省令第6条の8第1項の追加支給の申請は、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（別記様式第7号）により行うものとする。 <u>10</u> 前項の自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) 当該ひとり親家庭の父母および児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類 (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書 (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 (6) 当該ひとり親家庭の父母が資格の取得をしたことを証明する書類 <u>11</u> 省令第6条の9第2項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による通知は、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（<u>別記様式第8号</u>）または自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書（<u>別記様式第9号</u>）により行うものとする。 <u>12</u> 申請者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該税等仕入れ控除税額を市に返還しなければならない。 （高等職業訓練促進給付金の支給） 第4条 《現行どおり》	(5) 教育訓練施設の長が、<u>受給希望者</u>が支払った教育訓練経費について<u>発行した領収書の写し</u> (6) <u>教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付金を受給する場合）</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>9</u> 省令第6条の9第2項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による通知は、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（<u>別記様式第7号</u>）または自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書（<u>別記様式第8号</u>）により行うものとする。 《改正後に新設》 （高等職業訓練促進給付金の支給） 第4条 《省略》

改正後	改正前
2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 <u>(2) 准看護師</u> <u>(3) 《現行どおり》</u> <u>(4) 《現行どおり》</u> <u>(5) 《現行どおり》</u> <u>(6) 《現行どおり》</u> <u>(7) 歯科衛生士</u> <u>(8) 美容師</u> <u>(9) 社会福祉士</u> <u>(10) 製菓衛生士</u> <u>(11) 調理師</u> <u>(12) シスコシステムズ認定資格</u> <u>(13) L I P 認定資格</u> <u>(14) 《現行どおり》</u> 3 高等職業訓練促進給付金の受給希望者は、養成機関において修業を開始する日の前日（市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、省令第6条の10第1項（第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請を行う日）までに、高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書（<u>別記様式第11号</u>）を市長に提出しなければならない。 4 前項の高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>当該対象者</u>およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し <u>(2) 次に掲げるいずれかの書類</u> <u>ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し</u> <u>イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）</u>	2 《省略》 (1) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(2) 《省略》</u> <u>(3) 《省略》</u> <u>(4) 《省略》</u> <u>(5) 《省略》</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>(6) 《省略》</u> 3 高等職業訓練促進給付金の受給希望者は、養成機関において修業を開始する日の前日（市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、省令第6条の10第1項（第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請を行う日）までに、高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書（<u>別記様式第9号</u>）に<u>同条第2項に掲げる書類を添えて</u>、市長に提出しなければならない。 4 前項の高等職業訓練促進給付金等支給事前申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、<u>市の保有する</u>公簿等によって確認することができる<u>ときは</u>、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>受給希望者</u>およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し <u>(2) 受給希望者の児童扶養手当証書の写しまたは受給希望者の前年の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
および生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第12号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長の証明書を含む。） ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第12号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市長の証明書を含む。） (3) ≪現行どおり≫ (4) <u>入校（入所）証明書等支給事前申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類</u> 5 市長は、第3項の申請書が提出された場合は、当該申請書を提出した者が支給要件に該当するかどうかを審査し、支給要件に該当するときにあつては高等職業訓練促進給付金等支給要件適合通知書（<u>別記様式第13号</u>）により、支給要件に該当しないときにあつては高等職業訓練促進給付金等支給要件不適合通知書（<u>別記様式第14号</u>）により速やかに当該受給希望者に通知するものとする。 6 省令第6条の10第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（<u>別記様式第15号</u>）により行うものとする。 7 前項の高等職業訓練促進給付金等支給申請書	≪改正後に新設≫ (3) ≪省略≫ (4) <u>養成機関における在籍に関する証明書</u> 5 市長は、第3項の申請書が提出された場合は、当該申請書を提出した者が支給要件に該当するかどうかを審査し、支給要件に該当するときにあつては高等職業訓練促進給付金等支給要件適合通知書（<u>別記様式第10号</u>）により、支給要件に該当しないときにあつては高等職業訓練促進給付金等支給要件不適合通知書（<u>別記様式第11号</u>）により速やかに当該受給希望者に通知するものとする。 6 省令第6条の10第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（<u>別記様式第12号</u>）により行うものとする。 7 前項の高等職業訓練促進給付金等支給申請書

改正後	改正前
には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる<u>場合</u>は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>当該対象者</u>およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し (2) <u>次に掲げるいずれかの書類</u> ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）および生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第12号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長の証明書を含む。） ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族	には、次の書類を添付しなければならない。ただし、<u>市の保有する公簿等</u>によって確認することができる<u>ときは</u>、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) <u>受給希望者</u>およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し (2) <u>受給希望者の児童扶養手当証書の写しまたは受給希望者の前年の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（高等職業訓練修了支援給付金申請の場合においては、修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）および修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別記様式第12号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市長の証明書を含む。) (3) 政令第28条第3項に掲げる者にあつては、<u>当該対象者</u>および<u>当該対象者</u>と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(高等職業訓練促進給付金申請の場合) (4) 政令第29条第3項に掲げる者にあつては、<u>当該対象者</u>および<u>当該対象者</u>と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。)の状況を証明できるもの)に限る。(高等職業訓練修了支援給付金申請の場合) (5) ≪現行どおり≫ (6) <u>当該カリキュラムの修了証明書の写し</u> <u>修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類</u>(高等職業訓練修了支援給付金申請の場合) 8 省令第6条の11第2項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定による通知は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(別記様式第16号)または高等職業訓練促進給付金等不支給通知書(別記様式第17号)により、行うものとする。 9 省令第6条の13(省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、支給要件に該当しなくなったときにあつては高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(別記様式第18号)により、当該受給者または当該受給者と同一の世帯に属するものに係る市民税の課税の状況が変わったときにあつては高等職業訓練促進給付金等変更届(別記様式第19号)により、行うものとする。 10 省令第6条の15第2項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定によ	(3) 政令第28条第3項第1号に掲げる者にあつては、<u>受給希望者</u>および<u>受給希望者</u>と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(高等職業訓練促進給付金申請の場合) (4) 政令第29条第4項第1号に掲げる者にあつては、<u>受給希望者</u>および<u>受給希望者</u>と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。)の状況を証明できるもの)に限る。(高等職業訓練修了支援給付金申請の場合) (5) ≪省略≫ (6) <u>養成機関における修了に関する証明書</u>(高等職業訓練修了支援給付金申請の場合) 8 省令第6条の11第2項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定による通知は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(別記様式第13号)または高等職業訓練促進給付金等不支給通知書(別記様式第14号)により、行うものとする。 9 省令第6条の13(省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出は、支給要件に該当しなくなったときにあつては高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(別記様式第15号)により、当該受給者または当該受給者と同一の世帯に属するものに係る市民税の課税の状況が変わったときにあつては高等職業訓練促進給付金変更届(別記様式第16号)により、行うものとする。 10 省令第6条の15第2項(省令第6条の17の7において準用する場合を含む。)の規定によ

改正後	改正前
る通知は、高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（<u>別記様式第20号</u>）により行うものとする。 11 《現行どおり》 （高等職業訓練修了支援給付金の支給） 第5条 高等職業訓練修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日および当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、<u>政令第29条第1項</u>（<u>政令第31条の10第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であって、前条第1項各号のいずれにも該当する者とする。 2 省令第6条の16第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（<u>別記様式第15号</u>）により行うものとする。 <u>3</u> 前項の高等職業訓練促進給付金等支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。 (1) 当該対象者およびその扶養している児童の戸籍の謄本または抄本およびこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し (2) 次に掲げるいずれかの書類 ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）および生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を	る通知は、高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（<u>別記様式第17号</u>）により行うものとする。 11 《省略》 （高等職業訓練修了支援給付金の支給） 第5条 高等職業訓練修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日および当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、<u>政令第29条第2項</u>（<u>政令第31条の9第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であって、前条第1項各号のいずれにも該当する者とする。 2 省令第6条の16第1項（省令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）の支給の申請は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（<u>別記様式第12号</u>）により行うものとする。<u>この場合において、同条第2項に掲げる書類の内容について、市の保有する公簿等によって確認することができるときは、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。</u> 《改正後に新設》

改正後	改正前
明らかにすることができる書類（別記様式第 12 号「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長の証明書を含む。） ウ 当該対象者の前々年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、3 年前の年）の所得の額ならびに加算対象扶養親族および生計維持児童の有無および数、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数についての市長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記様式第 12 号「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市長の証明書を含む。） (3) 政令第 28 条第 3 項第 1 号に掲げる者にあつては、受給希望者および受給希望者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類 (4) 入校（入所）証明書等支給申請時に修行している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類 <u>4</u> 省令第 6 条の 17 第 2 項（省令第 6 条の 17 の 7 において準用する場合を含む。）の規定による通知は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（<u>別記様式第 16 号</u>）または高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（<u>別記様式第 17 号</u>）により行うものとする。 第 6 条 ≪現行どおり≫ 別記様式第 1 号（第 3 条第 3 項関係） （別添 1－1 のとおり） <u>別記様式第 2 号 削除</u> 別記様式第 3 号（第 3 条第 5 項関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 4 号（第 3 条第 5 項関係） （別添 4－1 のとおり） 別記様式第 5 号（第 3 条第 6 項関係）	<u>3</u> 省令第 6 条の 17 第 2 項（省令第 6 条の 17 の 7 において準用する場合を含む。）の規定による通知は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（<u>別記様式第 13 号</u>）または高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（<u>別記様式第 14 号</u>）により行うものとする。 第 6 条 ≪省略≫ 別記様式第 1 号（第 3 条第 3 項関係） （別添 1－2 のとおり） <u>別記様式第 2 号（第 3 条第 4 項第 2 号、第 3 条第 8 項第 2 号、第 4 条第 4 項第 2 号、第 4 条第 7 項第 2 号および第 3 号関係）</u> （別添 2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 3 条第 5 項関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 4 号（第 3 条第 5 項関係） （別添 4－2 のとおり） 別記様式第 5 号（第 3 条第 6 項関係）

改正後	改正前
(別添5-1のとおり) 別記様式第6号(第3条第7項関係) (別添6-1のとおり) <u>別記様式第7号(第3条第9項関係)</u> (別添7のとおり) <u>別記様式第8号(第3条第11項関係)</u> (別添8-1のとおり) <u>別記様式第9号(第3条第11項関係)</u> (別添9-1のとおり) <u>別記様式第10号(第3条第12項関係)</u> (別添10のとおり) <u>別記様式第11号(第4条第3項関係)</u> (別添11-1のとおり) <u>別記様式第12号(第4条第4項第2号イ、第4条第4項第2号ウ、第4条第7項第2号イ、第4条第7項第2号ウ、第5条第3項第2号イ関係)</u> (別添12のとおり) <u>別記様式第13号(第4条第5項関係)</u> (別添13-1のとおり) <u>別記様式第14号(第4条第5項関係)</u> (別添14-1のとおり) <u>別記様式第15号(第4条第6項、第5条第2項関係)</u> (別添15-1のとおり) <u>別記様式第16号(第4条第8項、第5条第4項関係)</u> (別添16-1のとおり) <u>別記様式第17号(第4条第8項、第5条第4項関係)</u> (別添17-1のとおり) <u>別記様式第18号(第4条第9項関係)</u> (別添18-1のとおり) <u>別記様式第19号(第4条第9項関係)</u> (別添19-1のとおり) <u>別記様式第20号(第4条第10項関係)</u> (別添20-1のとおり)	(別添5-2のとおり) 別記様式第6号(第3条第7項関係) (別添6-2のとおり) 《改正後に新設》 <u>別記様式第7号(第3条第9項関係)</u> (別添8-2のとおり) <u>別記様式第8号(第3条第9項関係)</u> (別添9-2のとおり) 《改正後に新設》 <u>別記様式第9号(第4条第3項関係)</u> (別添11-2のとおり) 《改正後に新設》 <u>別記様式第10号(第4条第5項関係)</u> (別添13-2のとおり) <u>別記様式第11号(第4条第5項関係)</u> (別添14-2のとおり) <u>別記様式第12号(第4条第6項、第5条第2項関係)</u> (別添15-2のとおり) <u>別記様式第13号(第4条第8項、第5条第3項関係)</u> (別添16-2のとおり) <u>別記様式第14号(第4条第8項、第5条第3項関係)</u> (別添17-2のとおり) <u>別記様式第15号(第4条第9項関係)</u> (別添18-2のとおり) <u>別記様式第16号(第4条第9項関係)</u> (別添19-2のとおり) <u>別記様式第17号(第4条第10項関係)</u> (別添20-2のとおり)

付 則

この規則は、令和7年3月31日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 3 条第 3 項関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	印	昭和・平成・令和 年 生年月日 月 日 生 (歳)
	個人番号		
	(〒 -)		
②住 所			電話 () -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科および受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される補助教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計額の 6 割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 2 0 万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 4 0 万円を乗じた額ですが、限度額は 1 6 0 万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかに様式第 4 号「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定中止届」を提出してください。

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 3 条第 3 項関係）

自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書

年 月 日

草津市長

宛

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金支給対象講座の指定を申請します。

申請者氏名 (個人番号)	フリガナ	印	生 年 月 日 生 (歳)
	個人番号		
	(〒 -)		
住所			電話 () -
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円	合計額 円	
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注 6 参照)	フリガナ	印	生 年 月 日 生 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
	(備考)		
			受理 番号:

承諾書

自立支援教育訓練給付金支給の対象講座の指定および支給要件を審査するため、課税台帳および住民基本台帳について、草津市子ども未来部子ども家庭・若者課職員が閲覧することならびに公共職業安定所に必要な情報の提供を求め、および提供を受けることに同意します。

草津市長 宛

申請者氏名

印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科および受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計の 6 割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 2 0 万円です。(その額が 1 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 4 0 万円を乗じた額ですが、限度額は 1 6 0 万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。(その額が 1 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用 (予定) については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかに様式第 5 号「自立支援教育訓練給付金指定講座受講中止届」を提出してください。
- 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する 2 0 歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
(2) 婚姻 (※) によらないで母または父となり、現に婚姻 (※) をしていない。
(※) 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 上の婚姻をいう。

別添 2

様式第 2 号（第 3 条第 4 項第 2 号、第 3 条第 8 項第 2 号、第 4 条第 4 項第 2 号、第 4 条第 7 項第 2 号および第 3 号関係）

年 月 日

1 6 歳以上 1 9 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(あて先)

草津市長 宛

住所

氏名

印

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 1 2 月 3 1 日において年齢が 1 6 歳以上 1 9 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 1 6 歳以上 1 9 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ	続	生 年 月			
	氏名	柄	月 日	日		
	個人番号	住所 (別居の場合)				
2	フリガナ	続	生 年 月			
	氏名	柄	月 日	日		
	個人番号	住所 (別居の場合)				
3	フリガナ	続	生 年 月			
	氏名	柄	月 日	日		
	個人番号	住所 (別居の場合)				
4	フリガナ	続	生 年 月			
	氏名	柄	月 日	日		
	個人番号	住所 (別居の場合)				

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注意)
- 1 支給申請期間は受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。
- (※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

別添7

様式第7号(第3条第9項関係)

草津市長宛

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	姓 氏名 印 生年月日 個人番号	昭和・平成・令和 年 月 日 生(歳)
②住 所	(〒 -)	電話 () -
③教育訓練施設の名称	④教育訓練講座の名称	
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
⑥資格取得年月日	令和 年 月 日 (取得資格名称)	
⑦就職等年月日	令和 年 月 日 (就職等先名称)	
事業主の証明 (事業主の証明欄)	(就業先住所) (就業先電話番号) 上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)	
⑧所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額 円
⑪支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座
	本・支店名	口座番号
	口座名義(フリガナ)	
	☐ 公金受取口座を利用します。	

(備考)

(注意)

1 支給申請期間は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内となります。

2 ⑥欄については、資格を取得した日およびその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。

3 ⑦欄については、就職等した日およびその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日およびその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

4 ⑩欄は、申請者名義の通帳の写しを添付する場合は、記入する必要はありません。

5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑩欄に記載する必要があります。

別添8-1

様式第8号(第3条第11項関係)

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請について、次のとおり支給することと決定しましたので通知します。

教育訓練講座の名称	
所要費用	
支給額	
(備考)	

(注意)

支給する訓練給付金については、後日指定の口座に振込手続をします。

別添8-2

様式第7号(第3条第9項関係)

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請について、次のとおり支給することと決定しましたので通知します。

教育訓練講座の名称	
所要費用	
支給額	
(備考)	

(注意)

支給する訓練給付金については、後日指定の口座に振込手続をします。

別添9-1

様式第9号(第3条第11項関係)

自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請について、母子及び寡婦福祉法施行規則第6条の9第1項の規定により、次のとおり教育訓練給付金を支給しないことを決定しましたので通知します。

訓練給付金を支給しない理由	
(備考)	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。